

## 平成30年度 事業計画書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

平成30年度の事業計画は、ボランティア活動の助成事業の実施

### (1) 助成の対象事業

#### ① ボランティア活動助成

- ・ 高齢者、障がい児者、子どもに対する支援活動
- ・ 東日本大震災、熊本地震等の大規模自然災害被災者に対する支援活動
- ・ その他、地域福祉向上のための、並びに社会的意義のある活動

#### ② 子ども支援活動助成（新設）

当財団の設立25周年を迎え、昨今、国連や政府が社会的課題の一つとして掲げている「経済的な困窮家庭の子どもを始め、様々な問題を抱えた環境下にある子ども」の支援活動への助成を新たに行う。

活動の成長性が見込め、また地域で影響力のある活動が見込める団体への助成とする。

これにより、昨年度まで実施していた「ボランティア等に対する調査研究助成」は廃止する。

#### ③ 地震、風水害等の自然災害に対する支援活動助成（指定）

大規模自然災害が発生した地域の社協内に設置されたボランティアセンターにボランティアの受け入れ支援助成

### (2) 助成金額

上記①の支援活動に対し、1件30万円を上限に総額4,500万円

上記②の支援活動に対し、1件50万円を上限に最大総額500万円。

1件につき最大3年間助成（継続支援については、毎年審査を実施）

上記③の支援活動に対し、1件あたり100万円を上限に最大300万円。

助成総額は5,300万円とする。ただし、各助成は5,300万円を上限として、その予算をそれぞれに転用できるものとする。

※上記の助成に関しては、理事会承認後に内閣府の承認を得る必要がある。内閣府の承認が得られなかった場合は、平成29年度と同様の助成、すなわち

- ① ボランティア活動助成（公募） 4,500万円（1件上限30万円）
- ② 災害時ボランティア活動助成（指定） 500万円（1件上限100万円）
- ③ ボランティア活動等に関する調査研究助成（公募） 300万円  
（1件上限100万円）

助成総額は5,300万円とする。ただし、各助成は5,300万円を上限として、その予算をそれぞれに転用できるものとする。

（3）募集方法

公募（（1）の助成の対象事業の③のみ指定）

（4）募集期間

平成30年8月1日から9月15日

（5）決定方法

選考委員会で選考し、理事会で決定する。